

戦没者遺族旅客運賃割引規則の一部改正（2023年2月10日九州旅客鉄道株式会社公告第18号）

現行 (前略)	改正 (前略)
<p>(割引率)</p> <p><b>第5条</b> 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃の割引率は、旅客鉄道会社線及び連絡会社線とも5割とする。</p>	<p>(割引率)</p> <p><b>第5条</b> 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃 <u>(旅客営業規則(1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号。以下「旅客規則」という。)</u> <u>第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合にあってはその合計額</u> の割引率は、旅客鉄道会社線及び連絡会社線とも5割とする。</p>
<p>(乗車変更の取扱制限)</p> <p><b>第12条</b> この割引による乗車券所持の旅客に対しては、<u>旅客営業規則(1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号)</u> 第249条第1項第3号に規定する経路の変更(変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。)に限って取り扱う。この場合、旅行開始前に当該変更の申出があつたときは、<u>旅客営業規則</u>第248条の規定を準用して取り扱う。</p>	<p>(乗車変更の取扱制限)</p> <p><b>第12条</b> この割引による乗車券所持の旅客に対しては、<u>旅客規則</u>第249条第1項第3号に規定する経路の変更(変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。)に限って取り扱う。この場合、旅行開始前に当該変更の申出があつたときは、<u>旅客規則</u>第248条の規定を準用して取り扱う。</p>
(以下略)	(以下略)

附則

九州旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則（1987年4月1日九州旅客鉄道株式会社公告第8号）の一部を改正し、2023年3月18日から施行します。